

議案第64号 説明資料

幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町水道事業給水条例 (平成10年 3 月13日 条例第16号) 第 1 条～第 5 条 略 (工事の施行) 第 6 条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者 (以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 及び 3 略 第 7 条～第26条 略 (手数料) 第27条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。 (1) 第 6 条第 1 項に規定する法第16条の 2 第 1 項の指定並びに第 6 条第 2 項に規定する設計及び工事検査の手数料は、別表第 3 のとおりとする。 (2) 第29条第 2 項の確認をするときの手数料は、町長がその都度定める額とする。	○幕別町水道事業給水条例 (平成10年 3 月13日 条例第16号) 第 1 条～第 5 条 略 (工事の施行) 第 6 条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者 (<u>当該指定の効力を失った者を除く。</u>以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 及び 3 略 第 7 条～第26条 略 (手数料) 第27条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。 (1) 第 6 条第 1 項に規定する法第16条の 2 第 1 項の指定<u>及び法第25条の 3 の 2 第 1 項の更新</u>並びに第 6 条第 2 項に規定する設計及び工事検査の手数料は、別表第 3 のとおりとする。 (2) 第29条第 2 項の確認をするときの手数料は、町長がその都度定める額とする。

現 行 条 例	改 正 条 例																																												
第27条の2及び第28条 略	第27条の2及び第28条 略																																												
(給水装置の基準違反に対する措置)	(給水装置の基準違反に対する措置)																																												
第29条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第5条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。	第29条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第6条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。																																												
2 略	2 略																																												
第30条～第38条 略	第30条～第38条 略																																												
別表第1及び別表第2 略	別表第1及び別表第2 略																																												
別表第3（第27条関係） （メーター1個につき）	別表第3（第27条関係） （メーター1個につき）																																												
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="4">指定給水装置工事 事業者申請手数料</td><td>新規（管内）</td><td>13,600円</td></tr><tr><td>新規（管外）</td><td>53,500円</td></tr><tr><td>変更（管内）</td><td>13,100円</td></tr><tr><td>変更（管外）</td><td>53,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">設計審査手数料</td><td>新設1件</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>改造1件</td><td>2,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">工事検査手数料</td><td>新設1件</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>改造1件</td><td>4,500円</td></tr></table>	区分	単位	金額	指定給水装置工事 事業者申請手数料	新規（管内）	13,600円	新規（管外）	53,500円	変更（管内）	13,100円	変更（管外）	53,000円	設計審査手数料	新設1件	4,500円	改造1件	2,700円	工事検査手数料	新設1件	7,500円	改造1件	4,500円	<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="4">指定給水装置工事 事業者申請手数料</td><td>新規・更新（管内）</td><td>13,600円</td></tr><tr><td>新規・更新（管外）</td><td>53,500円</td></tr><tr><td>変更（管内）</td><td>13,100円</td></tr><tr><td>変更（管外）</td><td>53,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">設計審査手数料</td><td>新設1件</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>改造1件</td><td>2,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">工事検査手数料</td><td>新設1件</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>改造1件</td><td>4,500円</td></tr></table>	区分	単位	金額	指定給水装置工事 事業者申請手数料	新規・更新（管内）	13,600円	新規・更新（管外）	53,500円	変更（管内）	13,100円	変更（管外）	53,000円	設計審査手数料	新設1件	4,500円	改造1件	2,700円	工事検査手数料	新設1件	7,500円	改造1件	4,500円
区分	単位	金額																																											
指定給水装置工事 事業者申請手数料	新規（管内）	13,600円																																											
	新規（管外）	53,500円																																											
	変更（管内）	13,100円																																											
	変更（管外）	53,000円																																											
設計審査手数料	新設1件	4,500円																																											
	改造1件	2,700円																																											
工事検査手数料	新設1件	7,500円																																											
	改造1件	4,500円																																											
区分	単位	金額																																											
指定給水装置工事 事業者申請手数料	新規・更新（管内）	13,600円																																											
	新規・更新（管外）	53,500円																																											
	変更（管内）	13,100円																																											
	変更（管外）	53,000円																																											
設計審査手数料	新設1件	4,500円																																											
	改造1件	2,700円																																											
工事検査手数料	新設1件	7,500円																																											
	改造1件	4,500円																																											